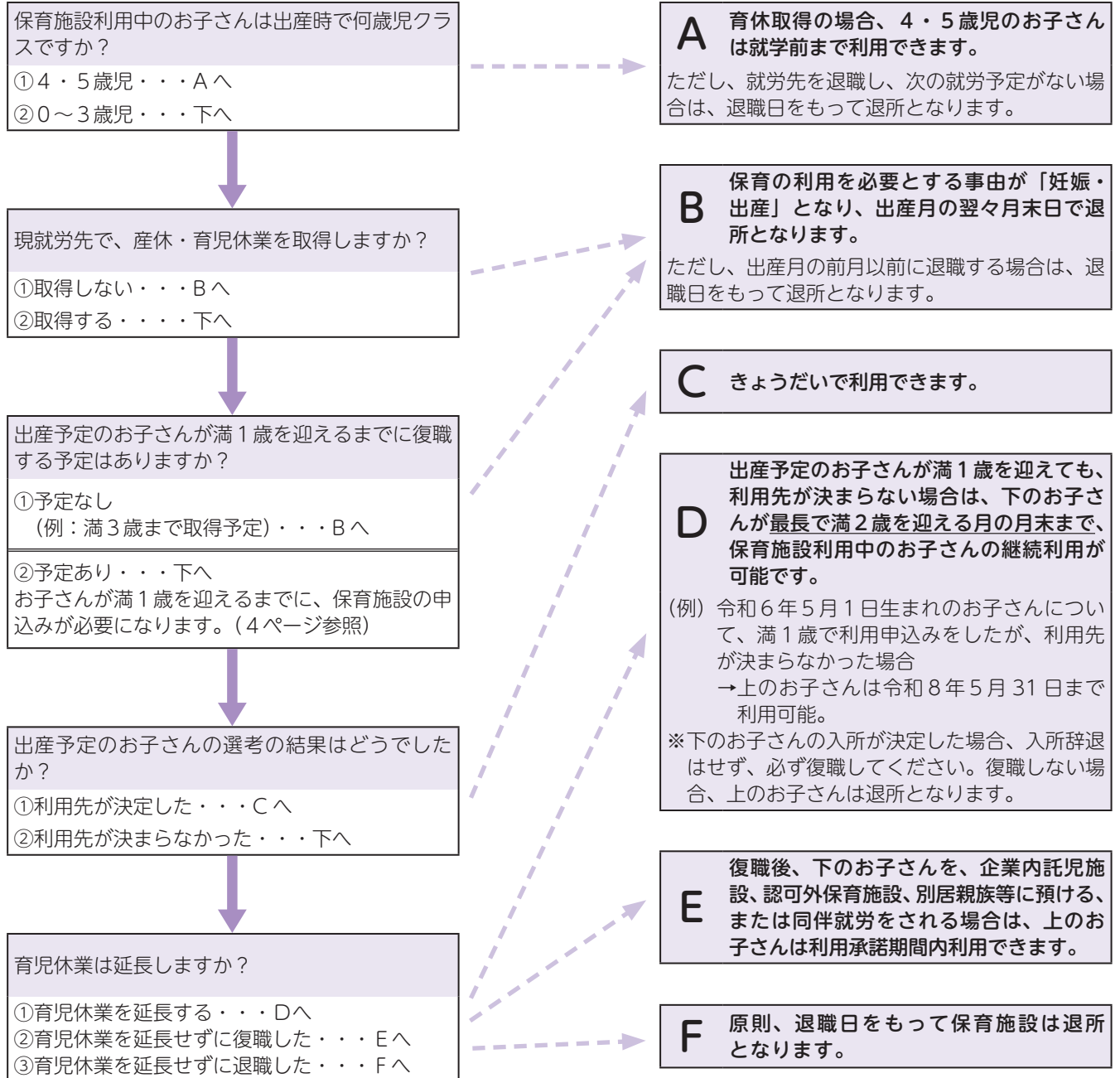


保護者が妊娠・出産する場合について

※出産時点を基準としたフローチャートです。

保育施設利用中のお子さんの保護者が妊娠・出産する場合は、**現在利用中のお子さんに、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります。** 取り扱いは原則フローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子さん」→上の子、「出産予定のお子さん」→下の子とします。



※育児休業を理由に継続入所できるのは、現在の就労先で育児休業を取得して同じ雇用条件で復職する場合に限ります。

なお、復職とは、育児休業を取得した職場に戻ることをいい、その職場を退職(転職含む)された場合は、復職とはならず、保育施設利用中のお子さんは、原則退所となります。(P.7・8「育児休業」参照)

